

葛飾区における児童虐待への対応について

葛飾区子育て支援部子ども家庭支援課
忠 宏彰

葛飾区の統計

■葛飾区の人口と世帯(平成30年1月1日現在) ■出生の状況(平成28年)(第37回特別区の統計)

(区公式サイト)

人口:460,423人

世帯:229,819

出生数:3,507人

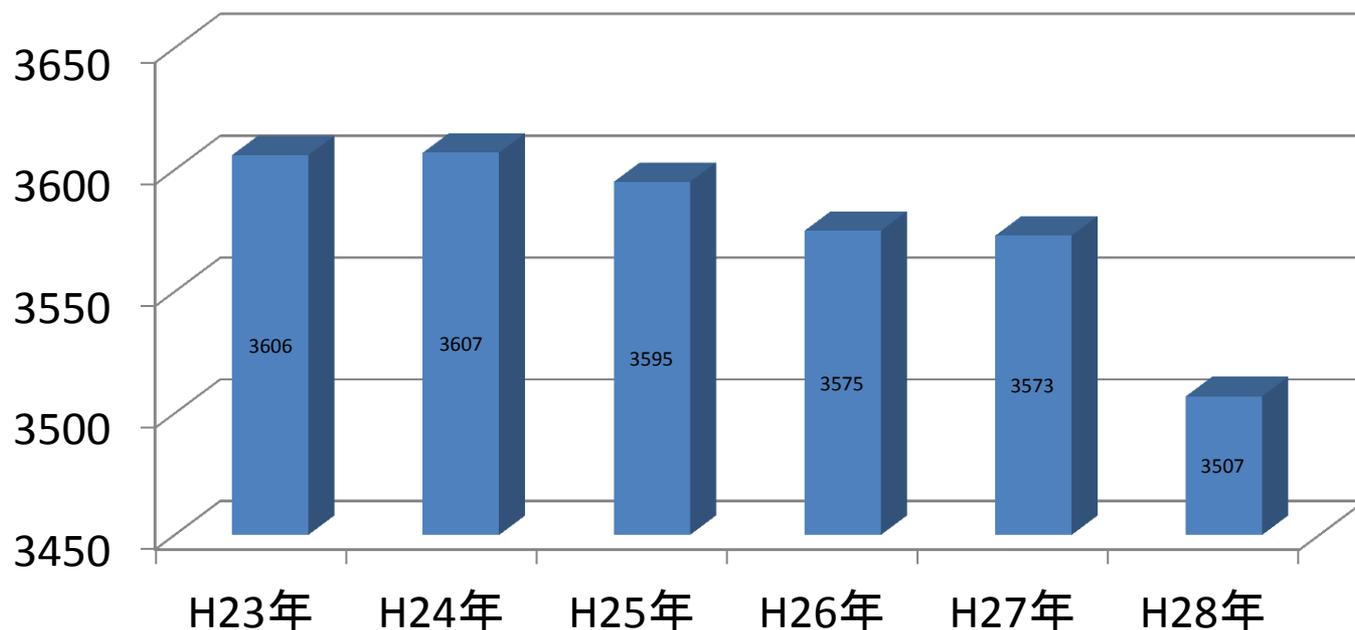
出生率:7.8(人口千対)

■児童人口(平成30年1月1日現在)

18歳未満児童人口:65,419人

(男性:33,764人 女性:31,655人)

【出生数の推移】



葛飾区子ども総合センター



葛飾区の組織(子ども家庭支援課)

■子ども家庭係

- (1) 子ども総合センターに関すること(子どもの発達障害に係る相談及び支援に関すること並びに母子保健事業の実施に関することを除く。)
- (2) 児童相談所の設置に関すること。
- (3) 課内庶務その他の係等に属しないこと。

■金町子どもセンター担当係

- (1) 金町子どもセンターに関すること。

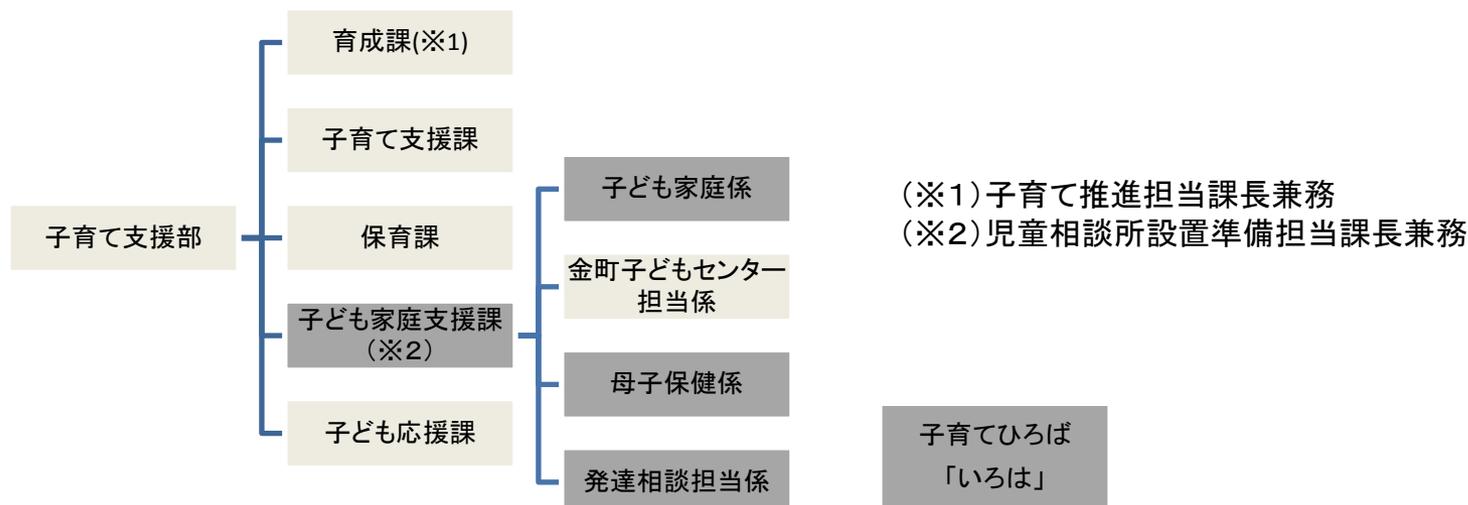
■母子保健係

- (1) 母子保健に関すること。

- (2) 母子保健に係る医療費助成に関すること。
- (3) 母子保健事業に係る保健所及び保健センターとの連絡調整に関すること。

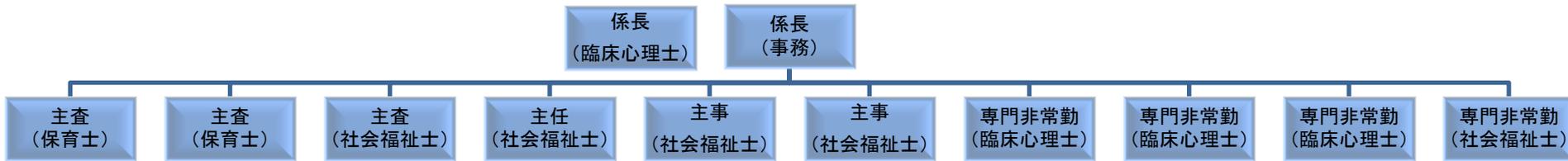
■発達相談担当係

- (1) 子どもの発達相談に関すること。
- (2) 子どもの発達障害に係る保育園等の巡回及び訪問指導に関すること。
- (3) 子どもの発達障害に係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) 障害者総合支援法及び児童福祉法に規定する相談支援事業に関すること。
- (5) 5歳児健康診査事業に関すること。



職員体制

- 子供家庭支援センター機能を担う子ども家庭系の職員体制。
- 関係機関との連携を促進するため、虐待対策コーディネーターとして2名を配置している。
- 常勤職員7人のうち4人が児童相談所の児童福祉司として勤務経験があるため、児童相談所職員との顔の見える信頼関係を築けている。
- 平均在職年数が6.2年（児童相談所勤務期間を含む）であり、ベテラン職員が多い。



- ・相談担当は計11人
- ・常勤7人のうち4人が児童相談所、児童福祉司経験者

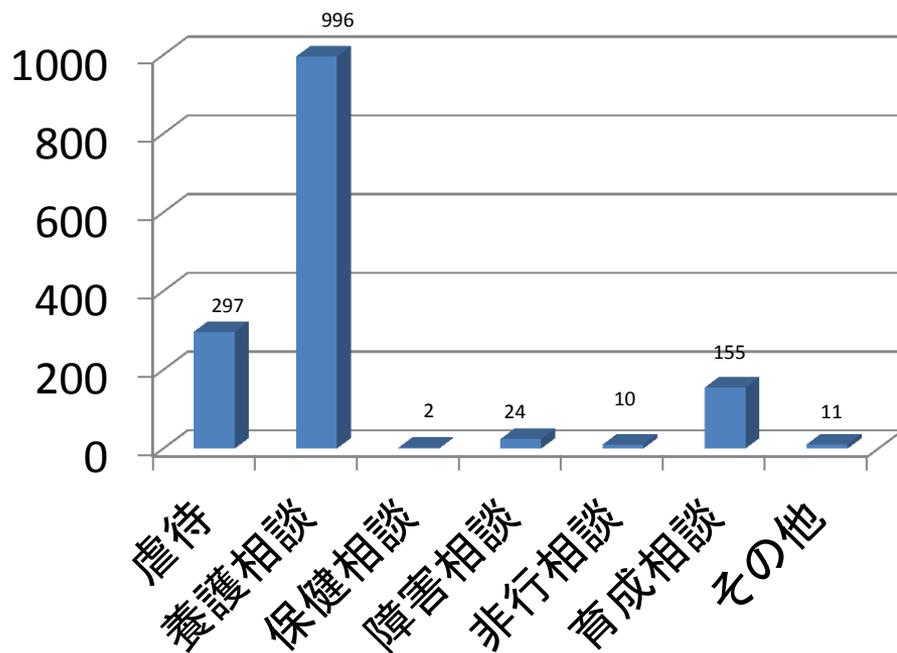
※子ども総合センターは児童福祉法第10条の2、子ども家庭総合支援拠点として位置づけられている。

平成29年度 相談実績

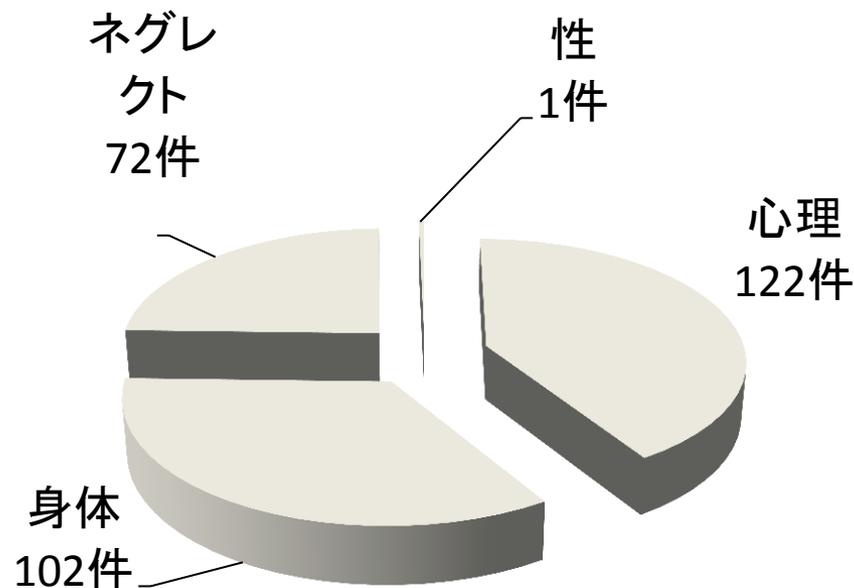
- 保護者の病気、養育環境に課題のある家庭が多く、養護相談の件数を押し上げている。
- 0歳から就学前の子どもの相談で50%を占めている。
- 家族・親族からの相談が28%と最も多い。
- 警察からの相談歴の問い合わせが264件あった。

- 近隣・知人からの虐待通告が40%で最も多い。
- 0歳から就学前の乳幼児の虐待通告相談が51%を占めている。
- 虐待者は母親が74%、父親が19%である。
- 送致件数は19件である。

【相談件数】



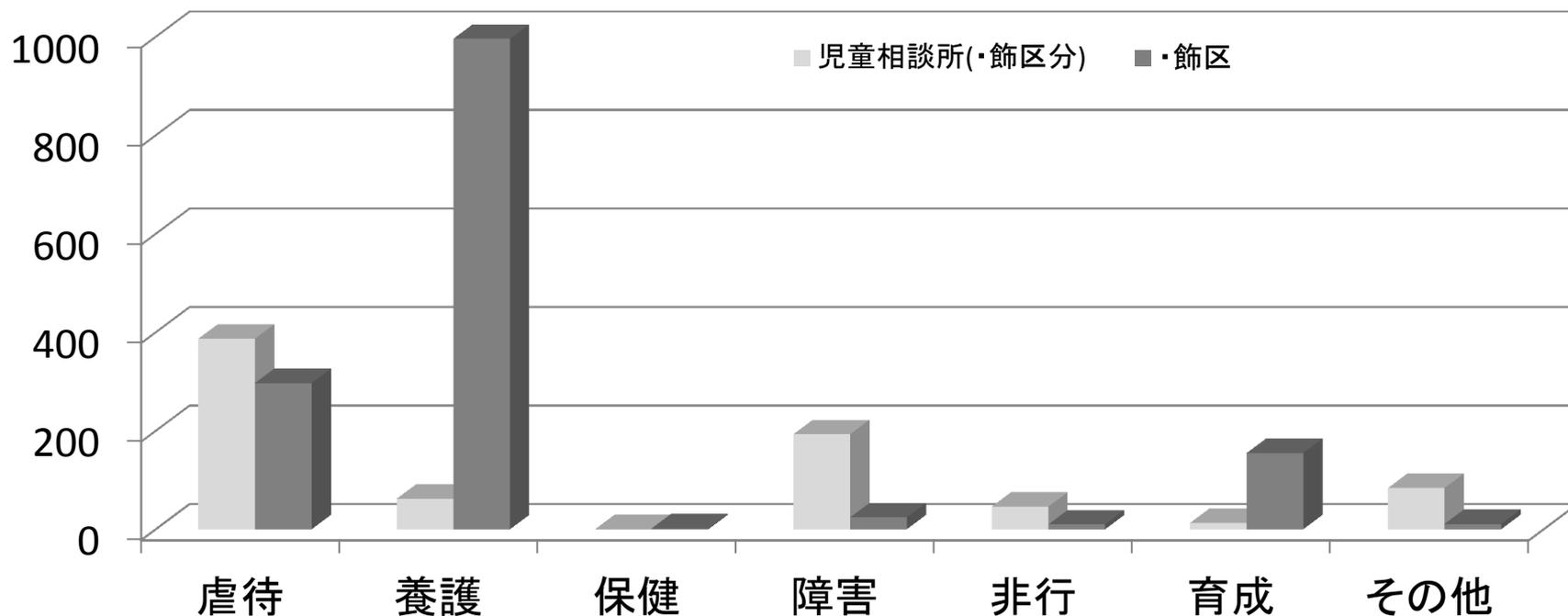
【虐待種別】



児童相談所との役割分担・連携

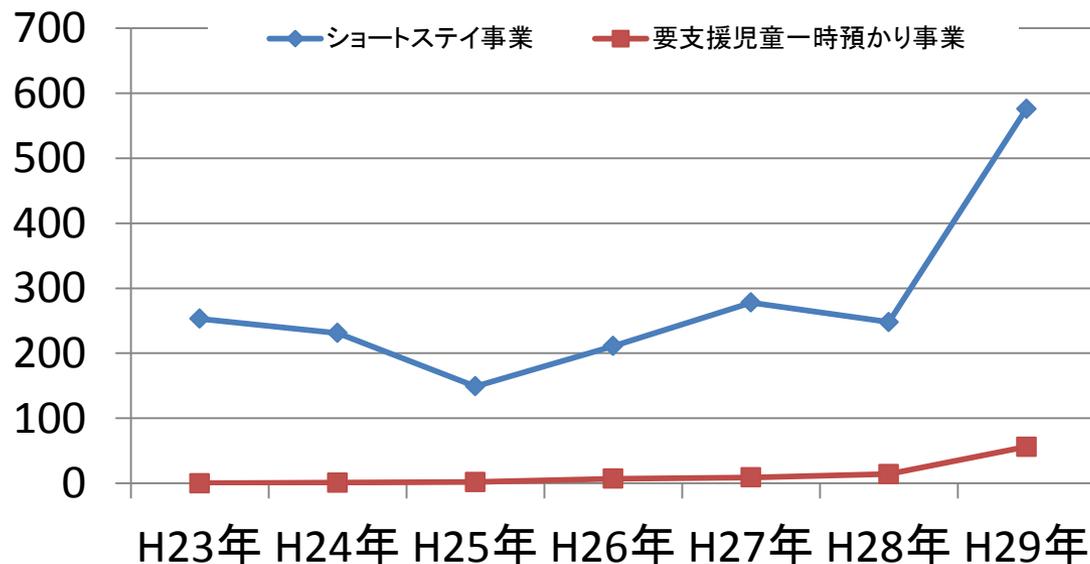
- 児童相談所は介入や法的対応等の専門的対応を担い、区は在宅サービスの提供等の支援を充実させ、児童相談行政における車の両輪として役割分担と連携を行っている。
- 区は予防的対応を中心に行っていることから、相談件数においても養護相談、育成相談の割合が多くなっている。
- 相談における乳幼児の占める割合は児童相談所が34%であるのに対して区は50%となっている。子育て世代包括支援センターを始め、母子保健事業との連携を緊密に行ってきた結果と考える。

【相談件数比較】



ショートステイ事業、要支援児童一時預かり事業

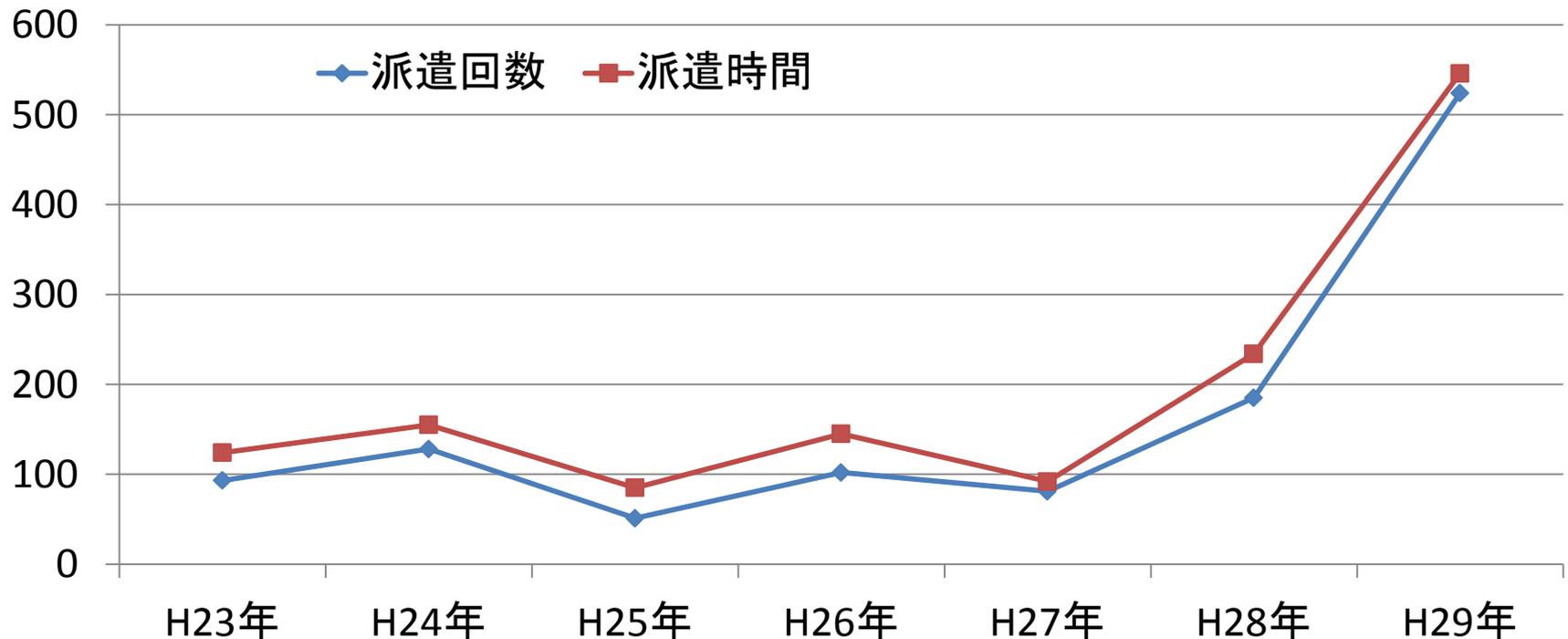
- 区では「子育て短期支援事業」を、区民ニーズに合わせて「ショートステイ事業」「要支援児童一時預かり事業」として次のように実施している。
- ショートステイ事業の利用料は、生活保護世帯は無料。非課税世帯は1/2としてきた。平成29年度からこれに加えて利用者の経済的負担を軽減するため、兄弟がいる場合には1/2に、3人目からは無料とした。また、連泊で利用する場合にも1/2としている。これにより利用数が大幅に増加した。
- ショートステイ事業では、施設から所属先への朝夕の送迎を行っており、学校・保育園等に通することができる。
- 平成23年度より要支援児童一時預かり事業を実施しており、支援を要すると認められた際には課税世帯であっても経済的な負担なく子どもと離れる時間を持つことができる。



※ショートステイ事業等は子ども総合センターに隣接する児童養護施設に委託しており、緊密な連携の元を実施している。

育児支援訪問事業

- 区では「養育支援訪問事業」を、区民ニーズに合わせて「育児支援訪問事業」として次のように実施している。
- 支援の必要性は、保護者の状況、生活環境等をアセスメントし判断している。
- 1家庭1回、40時間までとしてきたが、平成28年度より対象を小学生までの子どものいる家庭まで拡大し、再申請を可能とした。支援の必要な家庭は短期間支援が入っても改善が期待できない場合もあるため、継続的な利用を可能とした。
- 費用負担なし。



要保護児童対策地域協議会

■実務者会議に、進行管理部会、地区連絡部会、学校連絡部会、安全連絡部会を設けている。

■本年7月1日に亀有警察署、葛飾警察署との間で情報共有に関する協定を締結した。

特定妊婦
要支援児童
要保護児童

支援

要保護児童対策地域協議会

代表者会議
連携のための全体的協議

実務者会議
関係機関間の調整

個別ケース検討会議
個別事例の協議

調整
機関

子ども
総合
センター

協力要請

情報共有

東京都足立児童相談所、警視庁・飾警察署、警視庁亀有警察署、葛飾区教育委員会、葛飾区役所、葛飾区医師会、葛飾区歯科医師会、葛飾区社会福祉協議会、社会福祉法人共生会希望の家、社会福祉法人東京愛育苑東京愛育苑向島学園、葛飾区民生委員児童委員協議会、葛飾区私立保育園連盟、葛飾区私立保育園経営者協議会、葛飾区私立幼稚園連合会、葛飾区私立学童保育クラブ連合会、子どもの人権委員